

ご契約のしおり・約款

リビング・ニーズ特約 指定代理請求特約

本冊子は、ご契約の際にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」とあわせてご覧ください。

各種ご請求、お問合せはお気軽に

ジブラルタ生命 コールセンター (旧スター生命専用ダイヤル)

平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00(日・祝・12/31～1/3を除く)

0120-160-414 (通話料無料)

- *お電話の際には、保険証券をご準備ください。
- *個人情報保護のため、契約者（保険金などの請求の場合は受取人）ご本人様からお電話をお願いします。



本冊子は「リビング・ニーズ特約」または「指定代理請求特約」を中途付加された場合の、「ご契約のしおり・約款」の追加部分を記載しています。ご契約の際にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」とあわせてご覧ください。

目 次

ご契約のしおりの追加部分

- ・リビング・ニーズ特約について …………… しおり- 1
- ・指定代理請求特約について …………… しおり- 5

約款の追加部分

- ・リビング・ニーズ特約 …………… 約款- 1
- ・指定代理請求特約 …………… 約款- 12
- ・保険金等の支払時期変更特則 …………… 約款- 16

リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約を付加しますと、被保険者*の余命が6ヵ月以内と判断される
とき、死亡保険金の一部または全部をお支払いします。

※該当する主契約・特約の被保険者

リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払対象となるのは、当社の定める主契約
および付加されている特約です。

対象となる特約の例

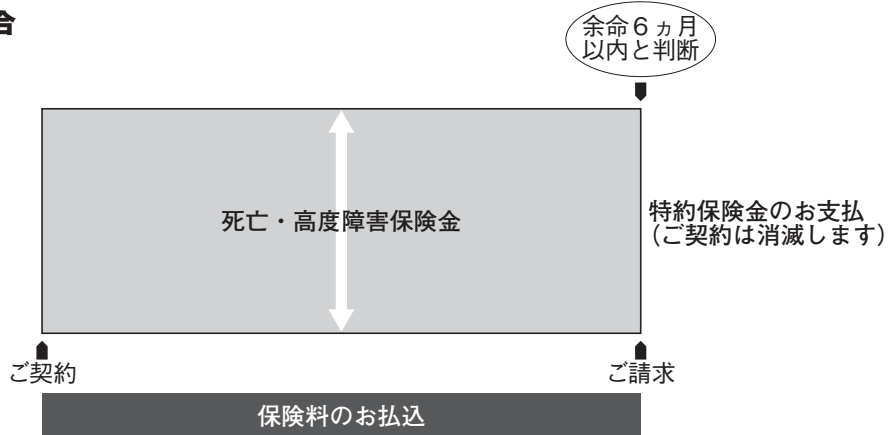
- ・定期保険特約
- ・生存給付金付定期保険特約
- ・家族生活保障特約
- ・養老特約
- ・終身特約
- ・特定疾病保障定期保険特約
- ・総合障害保障定期保険特約
- ・生存給付金付一時払定期保険特約
- ・災害倍額定期保険特約
- ・家族定期保険特約

特 徴

- ①被保険者が余命6ヵ月以内と判断される時、ご請求により、特約保険金をお支払い
します。
- ②特約保険金のお支払に当たっては、その原因に関し、病気・けがの種類を問いません。
- ③この特約は保険料のお払込が必要ありません。

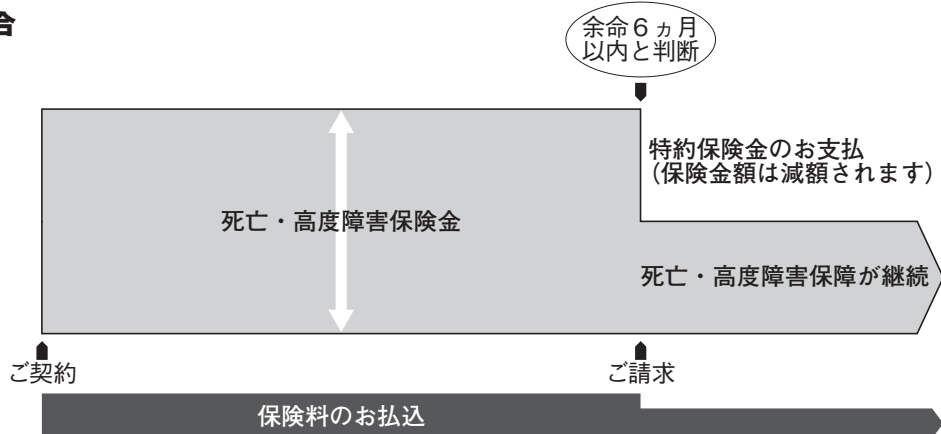
しくみ

●全額支払の場合



※死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、そのご契約は請求日にさかのぼって消滅します。

●一部支払の場合



※死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、死亡保険金額は、指定保険金額分だけ請求日にさかのぼって減額されたものとしてします。

※特約保険金のお支払後は、減額後の保険金額に対応する保険料をお払込みいただきます。

◆特約保険金のご請求について

- 特約保険金の受取人は、被保険者です。特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。また、法人が契約者かつ死亡保険金受取人の場合は、被保険者の同意を得て法人を特約保険金の受取人とします。
- 特約保険金の受取人は、特約保険金の請求にあたって、指定保険金額を指定し、当社の定める書類を提出してください。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6ヵ月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。

◆特約保険金のお支払について

- 特約保険金の受取人からご請求があり、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、特約保険金を特約保険金の受取人にお支払いします。
※余命6ヵ月以内とは、日本国内で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6ヵ月以内と判断されることを意味します。
- リビング・ニーズ特約による特約保険金は、死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で特約保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息と保険料を差し引いた金額とします。
- 複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加された場合、指定保険金額は同一の被保険者について通算して3,000万円を限度とします。
- 特約保険金の受取人が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による指定保険金額の最高支払限度は死亡保険金額と同額になります。
- 死亡保険金額とは、つぎの合計額をいいます。
 - 主契約の死亡保険金額
※ 養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、養老年金選択権付保険金通増保険の場合、リビング・ニーズ特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額
 - 定期保険特約・生存給付金付定期保険特約・養老特約・終身特約・特定疾病保障定期保険特約・総合障害保障定期保険特約・生存給付金付一時払定期保険特約・災害倍額定期保険特約等が付加されている場合はそれぞれの死亡保険金額
 - 家族生活保障特約が付加されている場合は請求日の6ヵ月後の応当日における特約換算死亡保険金額
- 定期保険特約・生存給付金付定期保険特約・家族生活保障特約・養老特約・特定疾病保障定期保険特約・総合障害保障定期保険特約・生存給付金付一時払定期保険特約・災害倍額定期保険特約・家族定期保険特約等については、特約の保険期間の満了前1年間はこの取扱をしません。（なお、その特約が更新されるときは除きます。）
- 上記の特約が付加されているご契約で、リビング・ニーズ特約による指定保険金額中の主契約と特約の割合は、請求日における主契約と特約の死亡保険金額の割合と同一とします。
- リビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払は1契約について1回限りです。特約保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

◆特約保険金をお支払いできない場合

- つぎの場合には特約保険金をお支払いしません。
- ・契約者または被保険者の故意による場合
 - ・戦争その他の変乱による場合

◆**家族定期保険特約のお取扱**

主契約に家族定期保険特約が付加されている場合、ご契約者の申出により、家族定期保険特約の各被保険者の同意を得て、家族定期保険特約の各被保険者をリビング・ニーズ特約の被保険者とすることができます。この場合、次のとおりお取り扱いします。

- 特約保険金の受取人は主契約の被保険者とします。したがって、リビング・ニーズ特約による特約保険金は、主契約の被保険者の請求により、主契約の被保険者にお支払いします。
- 特約保険金のご請求に際しては、各被保険者の家族定期保険特約死亡保険金額の全額を指定保険金額としてご指定いただきます。

◆**リビング・ニーズ特約は、ご契約の種類によりお取扱が一部異なることがありますので、詳しくはコールセンター（0120-160-414）にお問い合わせください。**

指定代理請求特約について

◆指定代理請求特約

受取人が被保険者と定められている当社所定の保険金・給付金および被保険者と契約者が同一である場合の保険料の払込免除（以下、総称して「給付金等」といいます。）を、被保険者が請求できない特別な事情（※）がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人（指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合等は代理請求人）が、被保険者に代わって給付金等を請求することができます。

※特別な事情とは次のとおりです。

- ①傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと。
- ②がん等のため傷病名の告知を受けていないことまたは余命の告知を受けていないこと。
- ③その他①②に準じた状態であること。

◆指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、契約者が被保険者の同意を得て、つぎの範囲内からあらかじめ指定することができます。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族

（注）指定代理請求人が給付金等を請求する場合、請求時にも上記の範囲内である必要があります。

◆代理請求人の範囲

あらかじめ指定された指定代理請求人が上記の範囲内でなくなった場合、または指定代理請求人が上記の範囲内であっても給付金等を請求できない特別な事情がある場合、または指定代理請求人が指定されていない場合、請求時におけるつぎの範囲内の方が代理請求人として、当社の承諾を得たうえで、給付金等を請求することができます。

- ①請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ②①に規定する方がいない場合または①に規定する方が請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③①②に規定する方がいない場合または①②に規定する方が請求できない特別な事情がある場合には、請求時における被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族

◆指定代理請求の対象となる給付金等

指定代理請求特約の対象となる給付金等の詳細については、コールセンター（0120-160-414）までお問い合わせください。

◆注意していただきたいこと

- ・指定代理請求・代理請求をされることにより被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。
- ・指定代理請求人または代理請求人に保険金・給付金をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金・給付金をお支払いしません。
- ・主契約の被保険者の家族が被保険者となる特約の保険金・給付金、および法人が受け取る保険金・給付金は指定代理請求特約の対象から除かれます。
- ・既存の主契約・特約で指定されていた指定代理請求人と、指定代理請求特約で新たに指定された指定代理請求人が異なる場合には、指定代理請求特約で新たに指定された指定代理請求人が優先されます。

◆請求書類

1. 会社所定の請求書
2. 会社所定の書式による医師の診断書
3. 指定代理請求人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
4. 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書

(注) 請求書類について、上記以外の書類の提出を求める場合、または一部省略できる場合があります。

リビング・ニース特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときに、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金の全部または一部を支払うことを内容とするものです。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(保険金の支払)

- ① 会社は、主契約の被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、特約保険金を特約保険金の受取人に支払います。ただし、第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)第1項に定める請求書類が会社に到着しない限り、会社は特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日(請求書類が会社に到着した日をいいます。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも会社は特約保険金を支払いません。
- ② 特約保険金の受取人は被保険者となります。
- ③ 第1項の特約保険金は、主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額とします。
- ④ 特約保険金の支払に際しては、第1項ないし前項の規定によるほか、つぎのとおり取り扱います。
 1. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は特約保険金の請求日に遡って消滅するものとし、他の特約が付加されている場合、各特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の規定にかかわらず、各特約の解約返戻金は支払いません。
 2. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の減額の規定にかかわらず、主契約の解約返戻金を支払いません。
 3. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後に特約保険金の請求を受けても、特約保険金は支払いません。
 4. 特約保険金の請求後特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
 5. 主約款に規定する貸付金があるときは、会社が支払うべき金額から、その元利金を差し引きます。
- ⑤ 特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑥ 第2項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を特約保険金の受取人とします。

第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)

- ① 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求するときには、指定保険金額を指定して、会社の定める書類(別表1)をすみやかに提出してください。
- ② 特約保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
- ④ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑤ 前2項に該当する場合は、会社は、特約保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑥ 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合)

つぎのいずれかの事由によって被保険者が第1条(保険金の支払)第1項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。

1. 保険契約者または被保険者の故意
2. 戦争その他の変乱

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。ただし、前項の規定により、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第5条(特約の保険料の払込)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

第7条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条(告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第9条(重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第10条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第11条(特約の解約返戻金)

この特約には解約返戻金はありません。

第12条(特約の消滅)

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅するものとします。

1. この特約の特約保険金を支払ったとき
2. 主契約が消滅したとき

第13条(契約者配当金の取扱)

- ① 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、次の事業年度の年単位の契約応当日以後その事業年度末までの間に消滅する主契約および各特約については、主約款および特約条項の契約者配当金の割当の規定にかかわらず、主契約および各特約の消滅する事業年度の直前の事業年度末に主契約および各特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ② 前項の契約者配当金は、特約保険金を支払うときには、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
- ③ 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により消滅する主契約および各特約について、主約款および特約条項の規定により積み立てられた契約者配当金がある場合には、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

第14条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱

第16条

主契約に付加されている特約の死亡保険金については、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には、主契約に付加されているつぎの特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下本条および第20条において同じとします。)を含めて取り扱います。ただし、主契約に付加された特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、この取扱をしません。

(イ) 定期保険特約

(ロ) 生存給付金付定期保険特約

(ハ) 家族生活保障特約

(ニ) 養老特約

(ホ) 終身特約

(ヘ) 特定疾病保障定期保険特約

(ト) 特定疾病保障終身保険特約

(チ) 総合障害保障定期保険特約

(リ) 総合障害保障終身特約

(ヌ) 生存給付金付一時払定期保険特約

(ル) 災害倍額定期保険特約

(フ) 特定疾病介護終身特約

(ワ) 解約返戻金抑制型終身保険特約(米ドル建)

(カ) 解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)

(コ) 解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)

2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および付加された各特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および付加された各特約の死亡保険金額から指定されたものとして取り扱います。

主契約に付加されている特約の取扱

第17条

主契約に付加されている特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に付加されている入院給付金のある特約が、各特約の被保険者の入院中に第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により消滅したときには、消滅時から継続している入院は、各特約の有効中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されているつぎの特約は、第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合で、主契約の保険金額(主契約に付加されている養老特約、終身特約、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、総合障害保障終身特約、払込期間満了後終身保険特約、生存給付金付一時払定期保険特約、一時払新型医療特約、一時払無事故給付金付新型医療特約または特定疾病介護終身特約の保険金額(家族生活保障特約の場合は、特約換算死亡保険金額。)を含みます。)に対する各特約の保険金額、特約保険金額、給付金額または給付金日額の割合が会社の定める限度を超えるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額、特約保険金額、給付金額および給付金日額は減額されないものとします。
 - (イ) 傷害特約
 - (ロ) 災害割増特約
 - (ハ) 災害入院特約
 - (ニ) 総合入院特約
 - (ホ) 成人病特約
 - (ヘ) 家族定期保険特約
 - (ト) 入院給付特約
 - (チ) 災害保障特約
 - (リ) 交通災害保障特約
 - (ヌ) 特定損傷特約
 - (ル) 家族総合障害保障定期保険特約
 - (フ) 災害割増特約(限定告知型)
 - (ワ) 傷害特約(2011)
 - (カ) 災害割増特約(2011)
3. 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、付加されている家族定期保険特約が消滅した場合には、会社は、家族定期保険特約の責任準備金があるときはこれをこの特約の特約保険金の受取人に支払います。この場合、配偶者については、主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になったときの取扱に準じて、他の保険への加入を取り扱います。

配当金による買増保険がある場合の取扱

第18条

配当金による増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険、増加定期保険、買増保険がある場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 被保険者の死亡により増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険、増加定期保険、買増保険から支払われる保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項の主契約の死亡保険金額には含めません。
2. 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、主契約が消滅した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ) 増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険については、各保険の死亡保険金額(増加生存保険については付加保険金額)から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の各保険の死亡保険金額(増加生存保険については付加保険金額)に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (ロ) 普通終身保険の配当金による増加生存保険、増加定期保険については、主契約とともに消滅するものとします。
 - (ハ) 買増保険については、買増保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
3. 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、契約者配当金特殊支払特則の規定にかかわらず、買増保険も同じ割合で減額されたものとし、減額される部分の責任準備金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

転換部分を含む保険契約に付加する場合の特則

第19条

転換部分を含む保険契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には、転換部分の主契約の死亡保険金額を、第16条[主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱]第1号の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約および特定疾病介護終身特約の各特約の死亡保険金額には転換部分のそれらの各特約の死亡保険金額を含めて取り扱います。
2. 転換部分の主契約の死亡保険金額および転換部分の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約および特定疾病介護終身特約の各特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合は、転換部分の死亡保険金額および転換部分のそれらの各特約の死亡保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、それぞれの指定保険金額分(家族生活保障特約の場合は、指定特約換算死亡保険金額分に対応する特約年金額とします。)だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。

特別条件が付加された保険契約に付加する場合の特則

第20条

特別取扱特約条項または特別条件を付加する場合の特則の保険金削減支払による方法による特別条件が付加されている保険契約または特約の場合で、削減期間中に特約保険金の請求があったときには、この特約の特約保険金は、特約保険金の請求日における特別取扱特約条項または特別条件を付加する場合の特則に定める所定の割合により削減して支払います。ただし、第1条(保険金の支払)第3項に規定する保険料は削減前の指定保険金額に対応する保険料とします。

第21条(特約が更新される場合の特則)

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が、主契約の更新の際、更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱われる場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険金の受取人が被保険者の場合で、特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第3号の規定により指定変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が請求に必要な書類(別表1)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金を請求(指定保険金額の指定を含みます。)することができます。
 - (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (ロ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 前号の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定変更することができます。この場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

4. 第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)第6項の規定中、「保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、」とあるのを「保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人(指定代理請求人が代理人として特約保険金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。)」が、と読み替えます。
5. 第3条第1号の規定は「保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」と読み替えます。
6. この特約が、指定代理請求人による保険金の請求の取扱がある主契約(以下「指定代理請求の取扱がある主契約」といいます。))に付加されている場合、この特約の指定代理請求人は、指定代理請求の取扱がある主契約の指定代理請求人と同一とします。
7. 主契約に、この特約のほか、指定代理請求人による保険金または保険料の払込免除の請求の取扱がある特約(以下「指定代理請求の取扱がある特約」といいます。))が付加されている場合、以下のとおり取り扱います。
 - (イ)この特約の指定代理請求人は、指定代理請求の取扱がある特約の指定代理請求人と同一とします。
 - (ロ)この特約と指定代理請求の取扱がある特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じとします。))が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。

主契約に家族定期保険特約が付加されている場合の特則

1. 主契約に家族定期保険特約が付加されている場合は、保険契約者の申出により、家族定期保険特約の各被保険者(以下「各被保険者」といいます。)の同意を得て、各被保険者をこの特約の被保険者とすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ)各被保険者についてのこの特約の特約保険金の支払に関しては、第1条(保険金の支払)ないし第3条(保険金を支払わない場合)の規定中「主契約」とあるのは「家族定期保険特約」と、「被保険者」とあるのは「各被保険者」と読み替えて適用します。
 - (ロ)第1条(保険金の支払)第2項および前号の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は主契約の被保険者となります。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、各被保険者の同意を得て、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
 - (ハ)第1条(保険金の支払)第3項の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は、各被保険者の家族定期保険特約の死亡保険金額の全額をこの特約の指定保険金額として指定することを要します。
 - (ニ)第3条(保険金を支払わない場合)第1号の規定は「保険契約者、各被保険者または特約保険金の受取人の故意」と読み替えます。
 - (ホ)この特約の特約保険金を支払った場合、家族定期保険特約のその被保険者に対する部分は、この特約の特約保険金の請求日に遡って消滅するものとします。
2. 家族定期保険特約の特約条項第9条(特約保険金の支払)第3項の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

定期保険の契約または5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約または5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。

普通終身保険の契約または5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約または5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加した場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 主契約の保険料払込期間満了前1年以内に、第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅した場合には、第18条[配当金による買増保険がある場合の取扱]第2号の規定にかかわらず、増加養老保険は消滅します。

年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合の特則

この特約を年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の被保険者は主契約の第1被保険者となります。
2. この特約を付加する場合には、主契約に定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約を付加することを要します。
3. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
4. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
5. 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
6. 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新され

る場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。

- 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
- 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
- 払済年金保険に変更された主契約の復元請求の際に、付加された定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとして扱います。
- この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
- 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金の選択に関する規定により養老年金への変更が行われたときは、この特約は消滅するものとします。

有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、特別保障期間の満了前1年以内の期間については、主約款に定める基本保険金額を限度とします。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金の取扱に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

家族年金付満期増額保険、家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を家族年金付満期増額保険、家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含みます。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

災害給付・家族年金付満期増額保険、災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害給付・家族年金付満期増額保険、災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含み、災害死亡保険金を含みません。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

災害割増自動増額家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害割増自動増額家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含み、災害死亡の場合の年金倍額取扱により支払われる年金の現価は含みません。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病保障終身保険特約の特約特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払

ません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加した場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 第18条[配当金による買増保険がある場合の取扱]の規定は適用しません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
4. 第13条(契約者配当金の取扱)、第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
4. 第13条(契約者配当金の取扱)、第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に総合障害保障定期保険特約が付加されている場合の特則

この特約を総合障害保障定期保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に総合障害保障終身特約が付加されている場合の特則

この特約を総合障害保障終身特約とあわせて主契約に付加する場合には、総合障害保障終身特約の特約障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に家族総合障害保障定期保険特約が付加されている場合の特則

1. 主契約に家族総合障害保障定期保険特約が付加されている場合は、保険契約者の申出により、家族総合障害保障定期保険特約の各被保険者(以下「各被保険者」といいます。)の同意を得て、各被保険者をこの特約の被保険者とすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(イ)各被保険者についてのこの特約の特約保険金の支払に関しては、第1条(保険金の支払)ないし第3条(保険金を支払わない場合)の規定中「主契約」とあるのは「家族総合障害保障定期保険特約」と、「被保険者」とあるのは「各被保険者」と読み替えて適用します。

(ロ)第1条(保険金の支払)第2項および前号の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は主契約の被保険者となります。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、各被保険者の同意を得て、

保険契約者を特約保険金の受取人とします。

- (ハ) 第1条(保険金の支払)第3項の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は、各被保険者の家族総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の全額をこの特約の指定保険金額として指定することを要します。
- (ニ) 第3条(保険金を支払わない場合)第1号の規定は「保険契約者、各被保険者または特約保険金の受取人の故意」と読み替えます。
- (ホ) この特約の特約保険金を支払った場合、家族総合障害保障定期保険特約のその被保険者に対する部分は、この特約の特約保険金の請求日に遡って消滅するものとします。
2. 家族総合障害保障定期保険特約の特約条項第2条(特約保険金の支払)第2項の規定中「主契約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは主契約に付加された総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金、主契約に付加された総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金もしくは主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

主契約に家族総合保障特約が付加されている場合の特則

この特約を家族総合保障特約とあわせて主契約に付加する場合には、家族総合保障特約の特約条項第8条(保険金および給付金の支払)第4項第3号の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

主契約に家族災害保障特約が付加されている場合の特則

この特約を家族災害保障特約とあわせて主契約に付加する場合には、家族災害保障特約の特約条項第8条(保険金および給付金の支払)第4項第3号の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
3. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
4. 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
5. 払済年金保険に変更された主契約の復元の際に、付加されていた定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとします。
6. この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
7. 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
3. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
4. 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
5. 払済年金保険に変更された主契約の復元請求の際に、付加されていた定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとします。
6. この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
7. 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定にかかわらず、第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、第1保険期間においては、以下のとおりとします。

(イ) 主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約(特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日における特約換算保険金額とします。以下本特則において同じとします。)、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし主契約の死亡給付金額は含めません。

(ロ) 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。

2. 第 12 条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 12 条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
2. 第 13 条(契約者配当金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 1 条(保険金の支払)第 1 項の規定は責任開始日からその日を含めて 2 年を経過した後において適用します。
2. 第 12 条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 第 13 条(契約者配当金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当終身保険(無選択型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(無選択型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 1 条(保険金の支払)第 1 項の規定は責任開始日からその日を含めて 2 年を経過した後において適用します。
2. 第 13 条(契約者配当金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める主契約の死亡保険金額には含めません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(イ)第 1 条(保険金の支払)第 4 項第 1 号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
(ロ)第 1 条(保険金の支払)第 4 項第 2 号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。
2. 第 13 条(契約者配当金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める主契約の死亡保険金額には含めません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(イ)第 1 条(保険金の支払)第 4 項第 1 号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
(ロ)第 1 条(保険金の支払)第 4 項第 2 号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。
2. 第 13 条(契約者配当金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当新型医療保険または無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約を付加することを要します。
2. 主契約および定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
3. 第 1 条(保険金の支払)第 1 項中「保険期間の満了前 1 年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前 1 年以内」と読み替えて適用します。
4. 第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の 6 カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下、同じとします。)を合算した額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前 1 年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
5. 第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第 1 条(保険金の支払)第 4 項の規定を準用します。
6. 第 12 条(特約の消滅)第 2 号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
7. 第 13 条(契約者配当金の取扱)、第 16 条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)および第 18 条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約、終身特約または特定疾病介護終身特約を付加することを要します。
2. 第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約、終身特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の 6 カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下、同じとします。)を合算した額とします。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前 1 年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
3. 第 1 条(保険金の支払)第 3 項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、特定疾病保障定期保

- 第3号の規定にかかわらず、第19条(転換部分を含む保険契約に付加する場合の特則)第2号の規定は「転換部分の特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の死亡保険金額および転換部分の定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約および総合障害保障定期保険特約の各特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合は、転換部分の主契約の基本保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、転換部分の定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約および総合障害保障定期保険特約の各特約の死亡保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、それぞれの指定保険金額分(家族生活保障特約の場合は、指定特約換算死亡保険金額分に対応する特約年金額とします。)だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第4条(特約の締結および責任開始日)第3項の規定中「責任開始日」とあるのは「責任開始日および契約日」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金または円建年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。
- 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項に定める特約保険金には含まれません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
 - 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。
- 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合、特約保険金の請求日現在の解約返戻金額が、特約保険金額と、特約保険金の請求日現在の増加保険金額の合計額を上回るときは、その上回る部分の金額を特約保険金の受取人に支払います。
- 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の保険金額が減額される場合、指定保険金額に対する特約保険金の請求日現在の解約返戻金額が、特約保険金額と、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じた、特約保険金の請求日現在の増加保険金額の合計額を上回るときは、その上回る部分の金額を特約保険金の受取人に支払います。

無配当終身保険(限定告知型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(限定告知型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。

ただし第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定中「主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本保険金額は、特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める確定年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当終身介護保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身介護保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約の介護保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める確定年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病介護終身特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病介護終身特約の特約特定疾病保険金または特約介護保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金または円建年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

この特約を解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)とあわせて主契約に付加する場合には、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)の特約特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当収入保障保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当収入保障保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 前号の規定にかかわらず、第1条第4項第2号の規定中「主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。」とあるのは、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本年金月額、特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。」と読み替えて適用します。
3. 第1条第4項第3号の規定中「主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるとき」とあるのは、「主約款に定める年金支払請求を受け、その年金が支払われるとき」と読み替えて適用します。
4. 第1条第4項第4号の規定中「主約款に定める保険金」とあるのは、「主約款に定める年金」と読み替えて適用します。
5. 第1条第6項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、「主契約の遺族年金受取人」と読み替えて適用します。
6. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

この特約を解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)とあわせて主契約に付加する場合には、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)の特約5大疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 特約保険金	(1) 会社所定の特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、特約保険金受取人と同一の場合は不要) (4) 特約保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (5) 保険証券
2. 特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人または代理請求人が、被保険者に代わって給付金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。ただし、前項の規定により、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条(特約の対象となる給付金等)

- ① この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。))は、主契約および付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(ただし、家族が被保険者となる特約の給付および法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定めるつぎの取扱が行われたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
 1. 被保険者から法人である保険契約者への給付金等の受取人の変更
 2. 保険契約者の変更

第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)

- ① 給付金等の受取人が給付金等を請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)の規定により指定変更した者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める請求に必要な書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと
 2. がん等のため傷病名の告知を受けていないことまたは余命の告知を受けていないこと
 3. その他前2号に準じた状態であること
- ② 指定代理請求人の範囲はつぎのとおりとします。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人について、第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、つぎに定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時における被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 第1項に定める指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるときは、前項各号に規定する代理請求人が、第1項に規定する必要書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ⑥ 本条の規定により、会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 会社は、必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。
- ⑧ 指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑨ 第1項の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第4条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第5条(主約款の指定代理請求および代理請求に関する規定の不適用)

この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求に関する規定は適用しません。

第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)

- ① 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)第2項に定める範囲内で指定代理請求人を指定変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

第7条(告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

第8条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金および災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

教育資金付連生定期こども保険の契約に付加する場合の特則

この特約を教育資金付連生定期こども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金、入院給付金、手術給付金および長期療養給付金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

こども保険の契約に付加する場合の特則

この特約をこども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の

申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当がん保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当長期傷害保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当長期傷害保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当年齢群別定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当年齢群別定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合の特則

1. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、治療給付金および入院給付金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、特約高度障害保険金および特約災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合の特則

主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合の特則

主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合の特則

主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、交通傷害給付金および交通入院給付金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合の特則

主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が特則年金受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合の特則

主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が介護年金受取人となる場合に限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
給付金等の指定代理請求 または代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

保険金等の支払時期変更特則

第1条(この特則の適用)

この特則は、平成 24 年1月1日以降、特約を含む保険契約(以下「保険契約」といいます。)に適用し、普通保険約款および特約ならびに保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則が適用されている場合にはその特則(以下「約款等」といいます。)に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

第2条(保険金等の支払時期および場所)

- ① 保険金(給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。)は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑥ 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定は、解約返戻金の払い戻しについて準用します。

第3条(死亡保険金の簡易請求)

死亡保険金(給付の名称の如何を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、その年金を一括して支払う場合の金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第4条(この特則の更新)

この特則が適用された主たる保険契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

第5条(この特則の解約)

この特則のみの解約はできません。

保険金等の支払時期および場所に関する規定の読替特則

- ① 平成 24 年4月1日以降、保険契約が更新されたとき(他の特約へ変更されたときを含みます。以下、同じとします。)または特約が中途付加されたときは、更新された保険契約または中途付加された特約について、この特則第2条(保険金等の支払時期および場所)第2項第4号の規定を、つぎのとおり読み替えます。

「

 4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が、つぎの(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
(イ)約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ)保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

」
- ② 平成 24 年4月1日以降、保障見直し特約[無配当積立利率変動型生涯保障保険用]によりセット加入契約を見直すときは、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

[引受保険会社]



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-160-414 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問合せ先 (担当者)